

消費者として、「できること」「やるべきこと」があります。



消費者として、どんなことができるの？

1

安全性や環境に配慮した商品を選ぶ

高いものより、少しでも安い商品を選びがち。でも、これからは「どこでつくられたか」「環境にやさしいか」などを意識して選ぶことが大切。

3

安さ、便利さの裏側にあるものや値段には現れないことを考える

海外から輸入される農作物にはそれにかかる輸送の費用がかかっている。同じ野菜でも地元産を選ぶことで、地域の生産者を応援することになる。フェアトレード商品を購入することにより、途上国の自立や環境保全を支援することもできる。

*フェアトレード(公正な貿易)…途上国で作られた作物や製品を適正な価格で継続的に取引することによって、生産者や労働者の持続的な生活を支える仕組みのことです。



消費者教育の推進に関する法律が施行されました！

平成24年12月、消費者教育を総合的、一体的に推進することを目的として、「消費者教育の推進に関する法律」が施行されました。

群馬県消費生活センター

TEL 027-223-3001（※祝日・年末年始は休み）

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

[平 日] 9:00～17:00

[土・日曜] 9:00～12:00 / 13:00～17:00(土日は電話相談のみ)

2

自分自身の満足だけでなく、社会に与える影響を考える

必要以上に買いすぎると、食べきれずに消費期限を過ぎて捨ててしまうのはもったいないよね。買いすぎないことをみんなで心がければ、ゴミを減らすことができる。

4

資源を大切にする

日々から節電や節水を心がけたり、買い物をする時はマイバッグを持参する。

5

消費生活センターに相談する

製品事故や消費者トラブルにまきこまれそうなときは、一人で悩まずに、家の人に消費生活センターに相談しよう。トラブル情報を社会で共有することで、トラブルの原因となつた社会的な問題の解決にもつながる。



群馬県消費者基本計画を策定しました！

平成26年3月、「群馬県消費者基本計画」を策定しました。誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、さまざまな場で消費生活について学習する機会を提供し、消費者学習をすすめます。

メールマガジン「消費者ホットぐんま」のご案内

【登録方法】

件名に「メールマガジン登録申込み」と明記の上、
shoushisha-hot-gumma@pref.gunma.lg.jp宛、
または右記のQRコードを読み取って送信してください。



(2014.03)



「消費者市民社会」の実現に向けて



買物をするとき 商品を選ぶとき 商品・サービスを勧められたとき

きちんと考えて行動することが
より良い社会をつくることに
つながります。



地球が
大変だ！



STYLUS DESIGN